回覧

前　　政
令和７年８月吉日

大胡地区のみなさま

前橋市長　小　川　　　晶
（公印省略）

堀越町地内建設発生土処分場跡地活用に係る住民説明会について（通知）

日頃より本市の市政運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、先に実施した住民説明会では多くの市民の皆様にご参加いただきましてありがとうございました。本市では堀越町地内建設発生土処分場跡地活用に際し、引き続き住民の皆様にとってより良い用地活用の実現に向けて、本事業計画についてご意見いただきたいと考えております。
そこで、下記のとおり先に行われた第１回住民説明会の結果報告と第２回住民説明会を開催いたしたくご案内申し上げます。ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

（未来創造部政策推進課）

記

１　令和７年６月２６日開催の第１回住民説明会の結果報告について
（１）配布資料
①次第
②堀越町地内建設発生土処分場事業及び跡地活用について

（２）ご意見ご質問等（重複する質問については抜粋）

２　第２回住民説明会の開催について
（１）実施日時
令和７年８月２４日（日）９時３０分　受付開始　１０時００分　開会

（２）会　　場
大胡公民館　別館２階ホール（河原浜町４８０）

裏面へ

（３）申込方法

申込不要

（４）説明概要

①建設発生土処分場事業の経過と残土搬入の終了に向けて

②境共同トレーニングセンター（競走馬育成）構想及び計画内容について

③質疑応答

※資料は当日配布いたします

【問い合わせ先】

・住民説明会及び事業全体に関すること

前橋市未来創造部政策推進課　大島・髙橋

電話　０２７－８９８－６００３

堀越町建設発生土処分場及び跡地利用に関する住民説明会
次　第

令和7年6月26日（木）18時　開会
場所：大胡公民館別館2階ホール

１　挨拶（契約監理課長）

２　堀越町地内建設発生土処分場の経過及び跡地活用に関する説明

（1）堀越町地内建設発生土処分場の経過について（契約監理課）

（2）跡地活用の方針について（政策推進課）

（3）今後の跡地活用に係る説明予定について（政策推進課）

（4）前橋市からのお願い（政策推進課）

３　質疑応答

堀越町地内建設発生土処分場事業及び跡地活用について

2025 年 6 月 26 日
契約監理課・政策推進課

１．堀越町地内建設発生土処分場の経過について

（１）事業概要（所在地：堀越町 605-2※大胡総合運動公園南側）

本事業は、不法投棄やマムシの生息などの環境改善が必要であった用地を、公共工事に伴い発生する建設発生土の適正な処理を図るため、地元からの環境改善要望を行うことを条件として２０１２年から、県及び前橋市が発注する公共工事の建設発生土を搬入しています。処分場は、前橋市と前橋土木事務所が締結している協定書及び覚書に基づいて、前橋土木事務所が管理・運営しています。

（２）経過

２０１０年１１月	大胡地区自治会連合会から環境整備推進の陳情書の提出
２０１２年　６月	群馬県（前橋土木事務所）の建設発生土処分場整備事業開始
２０１２年　８月	地元要望に応えた環境整備を行い、**公園整備とする市長方針決定**
２０１４年　３月	「前橋市緑の基本計画」に（仮称）環境改善公園として位置づけ
２０１６年　８月	１回目の土量の変更　204,000 ㎥⇒327,000 ㎥(+123,000 ㎥)へ
２０１８年　３月	２回目の土量の変更及び事業期間延長　477,000 ㎥(+150,000 ㎥)へ
２０２２年　７月	境共同トレーニングセンター(株)から、当該用地への問い合わせ
２０２３年　３月	3 回目の土量の変更及び事業期間延長　556,000 ㎥(+79,000 ㎥)へ
２０２４年　４月	境共同トレーニングセンター(株)から土地貸与等に関する要望書提出
２０２４年１０月	**境共同トレーニングセンター(株)を優先交渉者とする市長方針決定**
２０２４年１１月	境共同トレーニングセンター(株)の移転に関する報道
２０２５年度	建設発生土処分場への土の搬入終了（予定）

※建設発生土処分場事業開始後、概ね毎年１回程度連絡協議会にて報告実施

※自治会連合会及び連絡協議会へは 2023 年以降移転の可能性について報告と相談を定期的に実施

（３）盛土の安全性について

本残土処分に係る盛土については、盛土高さは１５m以内に抑えており、盛土勾配に関しては事業開始当初から特別な対策を行わずに大丈夫な安定勾配で盛土をしております。計画が何度か変更になりましたが、平場を作りながら安定勾配で対策をしているところです。今後、前橋土木事務所から引き継ぎを受ける際に、安全性について再度確認をします。

（４）本用地の計画変更について

①市の考え方

- ・建設発生土の搬入が完了しておらず、整備方針の確定まで時間を要す可能性(整備開始の遅れ)
- ・地元要望に応じた早期整備の実現を目指す(整備開始までの間の用地管理の課題)
- ・民間活力を導入し公園要素を取り入れた環境整備の実施(市単独による整備費用の課題)

②①を受けた方針変更の理由

- ・地元からの要望である早期の環境改善と公園や交流の両要素を取り入れた早期開発の実現が見込める
- ・群馬県や伊勢崎市との公共事業協力の必要性

堀越町地内建設発生土処分場事業及び跡地活用について

2025 年 6 月 26 日
契約監理課・政策推進課

２．跡地活用の方針について

（１）跡地利活用の方針案
境共同トレーニングセンター株式会社を優先交渉者として協議中
（２）境共同トレーニングセンター株式会社概要
主に競走馬の飼育および訓練を行っており、個人や団体から馬を預かり育成を行う施設である。
育成施設のほかに飼育を行う厩舎等もある。飼育頭数は季節によるが１００頭から２００頭程度
（３）懸念事項等の状況（市の現地調査及び聞取り調査にて回答作成）
①馬の糞尿等臭気
近隣住居に配慮した配置を要請
②開始時間
現状早朝３時から４時頃に始動だが大きな音は発生しない見込み
③砂埃
グラウンドカバー等の植物を用いた配慮を要請
④施設内の照明等
路地の街灯と同様の明るさや規模感（ナイター照明のようなものではない）

3．今後の跡地活用に係る説明予定について

（１）２０２５年度
①本説明会の結果を大胡地区へ回覧実施
②残土事業が終了報告及び今後の跡地活用の構想について説明を実施
③用地近隣の住民の皆様へは訪問を交えた丁寧な説明と意見聴取を実施

（２）来年度以降
①必要に応じた説明会や回覧の実施を少なくとも毎年１、２回程度実施
②用地近隣の住民の皆様へは訪問を交えた丁寧な説明と意見聴取を実施
※（１）③については次年度以降も実施させていただきます

４．前橋市からのお願い

今後、住民の皆様へ構想をお示しするにあたり、現地周辺の測量等を行わせていただきます。
お気づきの点があれば前橋市政策推進課 大島・髙橋（℡898-6003）までお問い合わせください。

堀越町地内建設発生土処分場事業及び跡地活用に関する住民説明会　質疑応答

令和７年６月２６日

【質疑応答】※一部集約、抜粋

Ｑ１　境共同トレーニングセンター（以降「トレセン」）がくる前提の話に聞こえました。建設発生土処分場事業（以降「残土事業」）の開始前に、公園ができるとしか聞いていませんでしたが、公園ではないのでしょうか。

Ａ１　市としては、環境改善公園をつくる計画で盛土事業を進めてきておりました。ただ、現在の市の方針としては民間の活力を活用していち早く環境改善をすることとし、公園からトレセンに変更させていただき、跡地活用をしたいと考えております。

Ｑ２　前橋市の考える環境改善とはどのようなものでしょうか。

Ａ２　当該用地は元々谷地で、不法投棄や野犬、ヘビが出る状況であったため近隣住民にとっては危険な状態となっていました。そのような状況を改善してほしいという趣旨の要望（地元からの陳情書）を受け事業が始まったことから、地域の方の不安の解消が環境改善と考えております。

Ｑ３　事業主体はどこになりますか。また、大規模な土地の造成では土地に関する開発規制や手続きが必要ではないでしょうか。

Ａ３　事業主体はトレセンです。規制や手続関係は事業者が法令に沿って進めることになります。

※（補足）法令等関係の手続きで早くとも２から３年を要する見込みです

Ｑ４　トレセンが整備されるまで相当の時間がかかるのではないでしょうか。それを考えると公園を作る方が整備が早くなるのではないでしょうか。

Ａ４　都市計画の観点や財政的な理由から直近で大規模公園の新たな整備計画及び新規着手をすることは困難であり、民間活力を活用した事業であるトレセンの方が早く整備できると考えています。

Ｑ５　住民が公園が良いと言った場合は、公園の計画に戻すことはできるのでしょうか。

Ａ５　今後地域の皆様の意見を聞きながら進めていきますが現状の市の方針としては民間活力を活用して環境改善を図るトレセンの開発を優先として協議をしたいと考えています。

Ｑ６　前橋市の財政が逼迫し、維持管理の費用がかかるというのはわかりますがなぜトレセンだけで決めてしまうのでしょうか。公募することはしないのでしょうか。

Ａ６　方針決定したときにその手続を経なかったこととその説明がなかったことについては陳謝させていただきます。現時点の方針では、公園整備に戻すことはありません。公募した方が良いというご意見があることも理解していますがここから方針変更するという状況ではありません。

ただし、住民の皆さんとの話し合いの中で、整備まで何年、何十年とかかっても公園に戻してほしいということが地元の総意となる場合は、市としても再度検討を行います。

Ｑ７　臭いの測定機は世の中にないのでしょうか。臭い測定をしてもらいたいです。

Ａ７　そのような意見があったことを踏まえて確認させていただきます。

※（補足）臭気指数は機器でも測定されていますが、機器と人の感じ方に差があるため、人の嗅覚による「嗅覚測定法」が一般的となっています。

堀越町地内建設発生土処分場事業及び跡地活用に関する住民説明会　質疑応答

Ｑ８　畑に行ってみたら、土地の調査の跡がありましたが、この説明がある前に業者が現地を回っているという状況はよくないのではないでしょうか。また、今日の説明会では残土事業の土地の話しかしていないが近隣の土地はトレセンが今後買い上げるのでしょうか。

Ａ８　トレセンによれば現在の残土処分場だけではなく拡大も視野に入れて検討していると聞いています。

また、本来は住民説明会での説明を行った後に報道がなされるというのが正しい流れであるこため、流れが誤っていた部分について謝罪いたします。用地の拡大についても計画が決定後、トレセンから近隣や地権者に説明する機会を作らせていただきたいと考えております。

Ｑ９　トレセンを優先交渉者とした事情を説明してほしいです。

Ａ９　残土事業は群馬県との連携事業ですが、トレセンについては群馬県から移転先を打診されたと聞いています。経緯について確認及び調査の上、次回の説明会で回答させていただきます。

Ｑ１０　トレセンが来ると前橋市には収入が入ってくるのでしょうか。

Ａ１０　土地については、賃貸借の方針となっていますが価格などは正式に決定していません。今回賃借とした意図は、売却して市の責任から離れることなく、市が責任をもって今後も土地に関わり続けるという方針である旨ご理解いただければと思います。

Ｑ１１　市の土地ではない拡大予定の民有地を糞尿の保管場所とした場合、前橋市は責任を持てないのではないでしょうか。業者に対して指導等をできるのでしょうか。

Ａ１１　本用地に限って言えば、用地の殆どが前橋市の土地という状況です。また、今回の跡地活用においても事業全体として前橋市が関わる意図であることから事業全体に対して必要な指導を行えると考えています。

Ｑ１２　次回の住民説明会は若い人が来られるように日曜日の10時頃等にしてはどうでしょうか。また、若い人の意見が大切なので大胡地区でイベントがないときにしてください。

Ａ１２　今回は平日の１８時に開催させていただきましたが、次回以降は休日のイベントがない時間で調整させていただき、みなさんが参加いただける日程を考えていきます。

Ｑ１３　市の皆さんにお願いですが、茂木町の連合会長の時に市長に陳情という形でお願いをし、書面で善処しますと回答があった経緯があります。そのような意見があると心に止めてもらい、なにか事業を行う前には必ず住民に説明をお願いします。

Ａ１３　承知しました。

【前橋市よりまとめ】

この後も意見を聞く機会を設けさせていただきます。皆さんへ説明を行うため具体的な図面を作る作業に移り、どういった配置が良いのか、どういった配慮ができるのか説明する機会を設けさせていただきながら適宜必要な説明をさせていただきます。引き続き、直近では今後の計画をお示しする測量や今後の進め方についてご理解をいただきますようお願い申し上げます。